平成２２年（フ）第８９１号
鹿児島県鹿児島市谷山中央１丁目5010番地３
セジュール北麓101号
債務者　土持　勇二
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７６号
鹿児島県鹿児島市原良３丁目12番38号　れいめい本館204号
債務者　福永　弘一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８６号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目28番57号　ライフタイム103号
債務者　赤時　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７号
北海道苫小牧市矢代町１丁目２番16号
債務者　長内　義彦
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道苫小牧市美原町２丁目28番15号　ブランドＫ－１－101号
債務者　楢舘　賢児
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１３号
秋田県大館市美園町８番24号
債務者　佐藤　光範
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１６号
群馬県みどり市笠懸町西鹿田604番地42
債務者　原田　久子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３０号
富山県射水市緑町３番２号　グリーンタウンＢ―103
債務者　濵田　琢哉
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２９号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目147番地
コーポ上出201号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉南町26番地の２　朱竹荘13号
債務者　宮原トシ子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３５号
山梨県笛吹市八代町南3819番地13
債務者　望月　雅人
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
山梨県笛吹市八代町南3819番地13
債務者　望月　和子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長野県松本市浅間温泉１丁目16番16号　寺沢方
債務者　中野　芳弘
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５０号
長野県松本市野溝木工２丁目８番Ｂ―36号
雇用促進住宅松本宿舎
債務者　山下可奈子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５２号
長野県松本市大字島内5306番地１
債務者　髙木　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５０号
京都市伏見区小栗栖中山田町10番地の４
債務者　小杉　　充
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
京都府長岡京市勝竜寺２番10号
債務者　奥野　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
京都市北区小山西花池町30番地　コーポラス光明107号
債務者　堀井　　歩
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係